資料１

温泉法に基づく温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について

[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

令和４年２月２４日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第３条第６項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第６条第７項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第３条第５項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

（別　紙）

令和３年度第２回大阪府環境審議会温泉部会
（令和４年２月２４日　場所：ホテルプリムローズ大阪）

	申　請　地	申　請　者	答　申　内　容
温泉掘削	大阪市此花区春日出南三丁目１０３番	信和建設株式会社	本申請については６００メートル以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める
温泉動力装置	吹田市千里丘北２９６番２	マスターズアメニティ株式会社	本申請については許可することに支障ないものと認める
	松原市丹南四丁目１１４番１	有限会社チャレンジャー	本申請については許可することに支障ないものと認める

計３件